

「福井市手話言語及び障がい者コミュニケーション条例」の廃止
及び
「福井市手話言語条例（仮称）」と
「福井市障がい者情報コミュニケーション条例（仮称）」の制定

1 趣旨

- ・本市では手話が言語であることの理解促進と、多様なコミュニケーション手段の利用を促進するため、平成31年4月に「福井市手話言語及び障がい者コミュニケーション条例」を制定し、手話施策と障がい者の情報コミュニケーション施策に一体的に取り組んできました。
- ・しかし、近年これらの施策を取り巻く国の動きや社会環境に、大きな変化が生じてきました。
- ・このため、これらの変化を踏まえるとともに、現条例について課題を整理し、時代に沿った実効性のある条例のあり方を検討する必要性が生じてきました。

2 現行条例制定後の国の動き、社会環境の変化

(1) 手話施策に関する事項

① 「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が制定・施行

- ・手話を単なる意思疎通の手段ではなく、「言語」であり、かつ「文化」として位置づけることが明確にされた
- ・手話の習得や利用の促進、教育や環境の整備、手話文化の保存・継承について、国および地方公共団体の責務として総合的に施策を推進することが求められている
- ・手話施策は、障がい者施策の一分野としてだけでなく、独立した言語政策・文化施策として推進する必要性が明確になった

手話施策推進法（令和7年6月）	・手話を言語として位置づけ、その習得・使用の支援、教育、環境の整備、手話文化の保存・継承・発展のための施策を国・地方公共団体の責務として定める
-----------------	---

2 現行条例制定後の国の動き、社会環境の変化

(2) 障がい者情報コミュニケーション施策に関する事項

- ① 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が制定・施行
 - ・ 障がいの有無に関わらず、必要とする情報を適切に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができる環境の整備が重要であることが明確にされた
 - ・ 手話、要約筆記、文字、音声、ICT等、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を選択できる環境の整備が求められ、情報の取得・利用、意思疎通の保障は、社会参加の前提となる重要な施策として位置づけられた
- ② 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正・施行
 - ・ 民間事業者にも合理的配慮が義務化され、行政に限らず、医療、商業、サービスなど日常生活のあらゆる場面において、対話に基づく柔軟な対応が求められるなど、施策の対象は大きく広がった
- ③ デジタル化の進展
 - ・ 字幕付き動画、音声読み上げ機能、やさしい日本語、スマートフォン等を用いた情報伝達など情報の取得方法の変化、多様化に対応した情報保障のあり方が求められている
- ④ 災害時における情報取得・意思疎通支援
 - ・ 障がい特性により、情報の取得や意思疎通が困難となることが課題となっており、平時から多様な手段による情報保障を確保し、非常時においても確実に情報が届く体制の整備が重要となっている

3 市民・当事者アンケートから見る意識 調査の結果(まとめ)

① 手話について

- ・手話の社会的認知度は「あまり認識されていない」と感じている人が最も多く、「全く認識されていない」と合わせて**半数以上が認知度が低いと感じている**（ろう者52.9%、手話通訳者・要約筆記者58.2%）
- ・手話の普及・啓発が「必要」だと感じている（ろう者94.2%、手話通訳者・要約筆記者97.6%）
- ・手話を守り伝えていくことが必要だと感じている（ろう者100%、手話通訳者・要約筆97.7%）

② 情報コミュニケーションについて

- ・**当事者のほとんどの人が情報取得や意思疎通に困難を感じている**（73%）
- ・当事者のうち、音声文字変換アプリなどを全く利用していない人が一定数いる（29.6%）
- ・当事者のほとんどの人が障がい特性に応じた情報取得・利用に関する施策の推進を望んでいる（92.3%）
- ・情報取得や意思疎通に困難を感じている当事者の割合は高く（73%）、支援者も当事者が困難な状況を目にする割合が高い（81.4%）
- ・支援者のうち半数以上が、**緊急時の支援体制が課題**だと考えている（62.8%）

3 市民・当事者アンケートから見る意識 調査の結果(まとめ)

③ 共通

- ・ 支援者のほとんどの人が、日常生活や社会生活場面での意思疎通支援が不十分だと感じている (87%)
- ・ 医療機関や行政手続きなど、社会のあらゆる場面で情報取得や意思疎通に困難を感じている (100%)

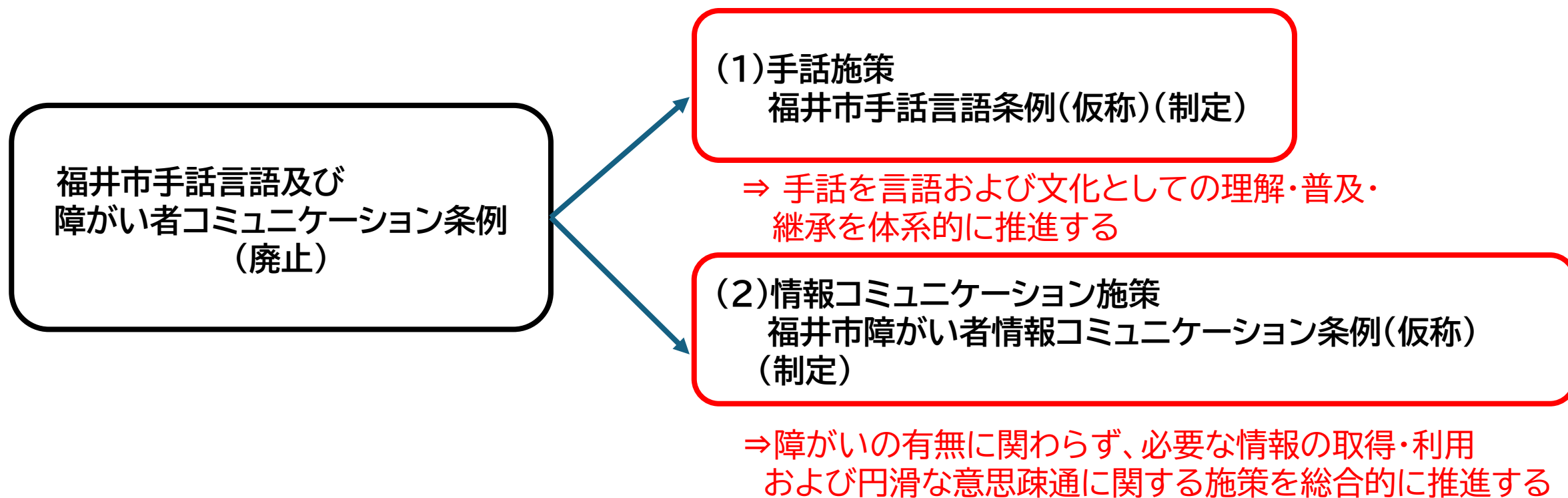
<参考> 第5次福井市障がい者福祉基本計画での市民・当事者アンケート結果

- ・ 「福井市手話言語及び障がい者コミュニケーション条例」の認知度は極めて低く (18.4%)、手話への理解を深めていくためには小中学校で手話に触れる機会をつくることが有効だと考えている (71.3%)

4 対応方針

■対応方針

現行の「福井市手話言語及び障がい者コミュニケーション条例」を廃止し、「手話施策」および「情報コミュニケーション施策」について、それぞれ独立した条例として再構築します。



二つの条例を制定することで、双方の視点を明確にし、国の法制度や社会環境の変化に対応した、具体的な行動につながる施策の推進を図ります。

5-1 「福井市手話言語条例(仮称)」の制定について

■制定の趣旨

昨年、国において「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が制定・施行され、手話は単なる意思疎通の手段ではなく、「言語」であり「文化」であることが明確に位置づけられました。手話の習得や利用の促進、教育や環境整備、文化の保存・継承について、国及び地方公共団体の責務として推進していくことが求められています。

一方、市民・当事者アンケートからは、手話に対する社会的認知が依然として十分ではなく、普及・啓発や文化としての継承の必要性が、強く認識されていることが明らかとなっています。

こうした状況を踏まえ、手話を言語かつ文化として明確に位置づけ、その理解・普及及び継承を図るため、条例を制定するものです。

■目的

福井市手話言語条例（仮称）は、

- 「手話が言語であるとの認識を広く市民に共有すること」
- 「手話を必要とする人が安心して生活し社会参加できること」
- 「手話を文化として尊重し次世代に継承していくこと」

を目的とします。

5-1 「福井市手話言語条例(仮称)」の制定について

■目指す将来像(ビジョン)

手話が、市民に自然に理解・尊重され、手話を必要とする人が安心して使える社会

将来像イメージ

- ・手話が「言語」であることが、市民に広く理解され、共有されている社会
- ・手話が持つ歴史や文化が尊重され、次世代へと継承されている社会
- ・市民一人ひとりが、手話に触れ、学び、理解を深める機会を身近に持てる社会
- ・行政、地域、事業者が、手話を必要とする人への配慮を自然に行い、手話が安心して使える環境が整っている社会

取組の方向性

- ・市民が、日常の中で手話に触れ、学ぶ機会を充実させる
- ・行政、地域、事業者において、手話の利用が自然に広がる環境を整える
- ・手話を通じた相互理解を深め、ともに生きる地域社会を築く

5-1 「福井市手話言語条例(仮称)」の制定について

■現行条例との比較ポイント

現行条例においても、手話が言語であることには触れられているものの、情報コミュニケーション施策と一体的な構成となっていることから、言語および文化としての位置づけや施策の整理が十分とはいえませんでした。新条例では、これを独立した分野として再構築し、施策を体系的に整理します。

主なポイント	現行条例	新条例	対応条文
①手話を「言語」として明確に位置付ける	手話が言語であることには、触れているが、情報コミュニケーション施策の一部として位置づけられている	手話を独立した「言語」として明確に位置づけ、音声言語と同様に、尊重される存在として整理	前文 第1条 第2条①
②手話文化の保存・継承の明確化	文化の視点は限定的で、施策としての整理が十分ではない	手話を、歴史や価値観をもつ文化として明確に位置づけ、次世代への継承を施策として整理	前文 第1条 第2条② 第9条
③手話に学ぶ・触れる・使う機会の体系化	普及・啓発の規定はあるが、学習・利用が体系的に整理されていない	学習(普及)・利用を分けて整理し、学校・地域・職場など日常生活での学習や利用の機会を体系的に整理して推進	第4条② 第7条 第8条
④市民・事業者の役割の明確化	役割規定はあるが、具体的な関与の方向性は限定的	市民・事業者それぞれの役割を整理し、理解・配慮・協力による社会づくりを明確化	第4条 第5条 第6条
⑤理念的、推進的条例としての性格	理念的規定が中心で、施策とのつながりが見えにくい	理念(言語・文化)に加え、普及・利用・継承・連携まで施策を体系的に整理	前文 第1条 ¹⁰ 第4～10条

5-1 「福井市手話言語条例(仮称)」の制定について

■主な構成(案)

骨子(案)	考え方・目的
【前文】 手話は、独自の歴史や価値観を持つ「文化」を育み、他者と関わる中で培われてきた、かけがえのない言語であり、文化である。音声言語である日本語と同様に、人の尊厳を支え、他者と心を通わせ、社会参加を可能にする重要な役割を持つ。 しかし、手話が言語であることへの理解は、なお十分とはいえず、手話を用いる人が不自由を感じる場面も少なくない。国においては、手話を言語として位置づけ、その学びや利用、文化の継承を推進することが、国及び地方公共団体の責務として明確にされた。 福井市においても、手話言語への理解を深め、手話が社会の中で自然に用いられる環境を整えることが求められている。 私たちは、手話を必要とする人も、そうでない人も、互いの違いをみとめ、尊重し合いながらともに生きる社会を目指す。 この条例は、手話が言語であることを改めて明らかにし、その普及と利用の促進、文化としての継承を図ることにより、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与するため、制定するものである。	条例全体の価値観・方向性など ・手話は言語であり文化であること ・手話がその人の尊厳や社会参加を支えていること ・その一方で、社会の理解不足や不安が残っていること ➡現状・課題を踏まえ条例制定の意義を明確にする

5-1 「福井市手話言語条例(仮称)」の制定について

■主な構成(案)

骨子(案)	考え方・目的
第1章 総則 第1条(目的) ①手話が言語であることへの理解を広めること ②手話言語の普及及び利用の促進を図ること ③手話言語文化を尊重し、将来にわたって継承すること ④これらを通じて、共生社会の実現に寄与することを目的とする	条例の目指す到達点を明確にする ・手話言語の普及・利用の促進 ・手話言語文化の継承 ➡施策を進めることで、共生社会の実現を目指す
第1章 総則 第2条(定義) 「手話言語」「手話を必要とする者」など、最低限の用語定義を整理する	条例の対象や用語を定義し、整理する

5-1 「福井市手話言語条例(仮称)」の制定について

■主な構成(案)

骨子(案)	考え方・目的
第3条(基本理念) ①手話は言語であること ・ろう者等が日常生活や社会生活を営む上で用いる言語であることを明確にする ・音声言語である日本語と同様に、尊重されるべき存在として位置付ける ②手話は文化であること ・長い歴史の中で培われた独自の表現や文法、価値観があり、文化として尊重、継承していくべきものであることを共有する ③相互理解と共生社会の実現 ・手話を必要とする人と、手話言語を使わない人が、相互理解を深め、安心してともに暮らすことができる地域社会の実現を目指す	手話施策を進める福井市の姿勢を明確にする ・手話は言語であり、文化であること ・相互理解と共生社会の実現
第2章 責務及び役割 第4条(市の責務) ①手話言語に関する施策を総合的に推進すること ②市民等の手話やろう者に対する理解を促進すること ③市民等が手話に触れ、学ぶ機会を確保すること ④市の施策や事務事業において、手話言語の利用促進に配慮すること ⑤手話言語文化の継承に資する取組を支援すること	市が主体的に施策を推進することを明確にする

5-1 「福井市手話言語条例(仮称)」の制定について

■主な構成(案)

骨子(案)	考え方・目的
第2章 責務及び役割 第5条(市民の役割) ①手話が言語であることへの理解を深めるよう努めること ②手話言語を必要とする人への配慮や理解を大切にする ③手話言語を通じた地域での交流に関心を持つこと ④手話を必要とする者は、市の施策に協力するとともに、手話言語の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めること	共生社会は市民全体でつくるものであることを示す
第6条(事業者の役割) ①手話言語に対する理解を深めるよう努めること ②手話言語を必要とする人が利用しやすい、働きやすい環境づくりに配慮すること	店舗・医療・事業所など、日常生活や社会生活の身近な場面での理解を広げる
第3章 施策の推進 第7条(手話言語の学習及び普及、理解の促進) ①市民が手話言語を学ぶ機会の充実 ②学校、地域、職場等における手話言語やろう者への理解の促進 ③啓発活動の推進と手話言語を使用しやすい環境づくりへの配慮 ④手話言語を用いた情報発信等	手話言語を学ぶ、触れる、体験する機会を確保する

5-1 「福井市手話言語条例(仮称)」の制定について

■主な構成(案)

骨子(案)	考え方・目的
第3章 施策の推進 第8条(手話言語の利用の促進) ①行政サービスや地域活動における手話言語の利用促進 ②公共の場における手話言語への配慮 ③必要に応じた手話言語通訳等の活用	日常生活・社会生活の場面で手話言語が使われる環境をつくる
第9条(手話に関する調査研究・文化の継承) ①手話言語に関する歴史・文化への理解促進 ②次世代への継承に向けた取組の支援 ③手話言語を必要とする者等の文化的活動への配慮	手話言語の歴史、ろう文化を尊重し、次世代に繋いでいく
第10条(関係者との連携) ①ろう者団体、支援団体、教育機関等との連携・協働 ②国や他自治体との情報共有や取組の推進	当事者団体、支援者、国・他自治体との連携
第4章 補則 第11条(委任) 条例施行に必要な事項を規則で定める	社会状況、当事者ニーズの多様化に応じて、柔軟に調整できるようにする

5-2 「福井市障がい者情報コミュニケーション条例(仮称)」の制定について

■制定の趣旨

国において「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定・施行され、障がいのある人が必要な情報を取得・利用し、意思疎通を図ることが、社会参加の前提として重要であることが明確に位置づけられ、施策の推進が求められています。

また、改正障害者差別解消法による合理的配慮の義務化や、デジタル技術の進展、災害時における情報取得・利用、意思疎通の課題などを背景に、情報を取り巻く環境は大きく変化しており、多様な手段による情報保障の重要性が一層高まっています。

一方、市民・当事者アンケートからは、情報の取得や利用、意思疎通に困難を感じている人が多く存在し、様々な場面において、支援体制の充実や理解促進の必要性が明らかとなっています。

こうした状況を踏まえ、障がいの有無に関わらず、情報の十分な取得と利用、および意思疎通を保障するための施策を総合的に推進し、必要な情報が確実に届き、意思が適切に伝わる環境を整備するため、条例を制定するものです。

■目的

福井市障がい者情報コミュニケーション条例（仮称）は、「障がいのある人が、必要な情報を遅れることなく受け取り、自らの意思を適切に伝えることができ、情報を活用して地域社会への参加ができることを保障し、情報取得及び意思疎通に関する施策を総合的に推進すること」を目的とします。

5-2 「福井市障がい者情報コミュニケーション条例(仮称)」の制定について

■ 目指す将来像(ビジョン)

障がいの有無や特性に関わらず、誰もが必要な情報を取得し、自らの意思を円滑に伝えあい、安心して暮らすことのできる社会

将来像イメージ

- ・手話、要約筆記、文字、音声、ICT等、複数のコミュニケーション手段を柔軟に選択できる環境が整っている社会
- ・行政、事業者、市民が、対話に基づき、合理的配慮を行うことが当たり前となっている社会
- ・災害時や緊急時においても、誰一人取り残されることなく、必要な情報が確実に届く社会
- ・デジタル技術の進展に対応し、新たな手法や支援を積極的に取り入れながら、情報保障が進展する社会

取組の方向性

- ・手話、要約筆記、文字、音声、ICT等、複数のコミュニケーション手段を柔軟に選択できる環境を整える
- ・行政、事業者、市民が、建設的対話に基づき合理的配慮を行う意識と行動を広げる
- ・災害時や緊急時においても、誰一人取り残されることなく情報が届く体制を構築する
- ・デジタル技術の活用や、新たな支援手法に柔軟に対応する

5-2 「福井市障がい者情報コミュニケーション条例(仮称)」の制定について

■現行条例との比較ポイント

現行条例においても、情報提供や意思疎通支援に関する規定は置かれているが、手話施策と一体的な構成となっていることから、情報の取得や利用、意思疎通についての位置づけや取組の方向性が十分に明確とはいえません。

新条例では、これらを手話施策とは分けて位置づけ、情報の取得や利用、意思疎通に関する施策の考え方や取組をより明確にします。

主なポイント	現行条例	新条例	対応条文
①情報取得・意思疎通を「権利」として位置づける	情報提供や意思疎通支援を施策として位置づけているが、権利としての位置づけは明確ではない	情報の取得と意思疎通を社会参加の前提となる重要な権利として明確化	前文 第1条 第2条①
②多様なコミュニケーション手段の選択を保障	手話等は含まれているが、手段選択の考え方が明確ではない	手話、要約筆記、文字、音声、ICT等を含め、多様な手段から選択できる環境を保障	第1条③ 第2条② 第4条② 第7条
③合理的配慮を中核に整理（対話重視）	配慮の必要性には触れているが、合理的配慮の考え方は明確ではない	改正障害者差別解消法を踏まえ、対話に基づく合理的配慮を施策の中心として位置づけ	第2条③ 第4条③ 第6条 第8条
④日常生活・行政・災害時を含めた実務対応の強化	情報支援はあるが、災害や多様な場面への対応は十分に整理されていない	行政手続き、医療、生活、災害時を含め、多様な場面で情報が届く体制を体系的に整備	第4条④ 第7条 第9条
⑤理念中心から実務的、推進重視の条例へ	理念や方向性が中心で、具体的施策との関係が見えにくい	施策(情報提供、支援、相談、連携等)を体系的に整理し、実務に直結する構成	前文 第1条 第4 ¹⁸ ～10条

5-2 「福井市障がい者情報コミュニケーション条例(仮称)」の制定について

■ 主な構成(案)

骨子案	考え方・目的
【前文】 全ての人は、必要な情報を得て、自らの意思を伝え、他者と意思疎通を図りながら、地域社会の一員として生活している。 障がいのある人にとって、情報の取得や意思疎通の方法は、障がいの種類や特性によって様々であり、その環境が整っていないことにより、社会参加が妨げられる場合がある。 国においては、障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、必要とする情報を、十分に取得し、利用し、円滑に意思疎通を図ることが極めて重要であるとされ、そのための施策を総合的に推進することが求められている。 また、社会や技術の進展により、情報の伝達手段は広がり続けており、一人ひとりの状況に応じた柔軟な対応が可能な環境づくりが重要となっている。 私たちは、障がいの有無に関わらず、誰もが円滑に情報を受け取り、意思疎通を図ることができる社会を目指す。 この条例は、障がい特性に応じたコミュニケーションの確保を進め、市民一人ひとりが安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与するため、制定するものである。	条例制定の必然性と社会的背景を明示する ・情報の取得・利用、意思疎通が社会参加の前提であること ・障がい特性によって情報へのアクセスに差が生じうること ・国の法整備や技術進化 ➡「障がい者情報コミュニケーション条例」を制定する意義を明確にする

5-2 「福井市障がい者情報コミュニケーション条例(仮称)」の制定について

■ 主な構成(案)

骨子(案)	考え方・目的
第1章 総則 第1条(目的) ①障がいの有無に関わらず、必要とする情報を十分に取得・利用できるようにすること ②障がい特性に応じて円滑に意思疎通を図ることができる環境を整えること ③多様なコミュニケーション手段の選択を可能とする施策を推進すること ④これらを通じて、共生社会の実現に寄与することを目的とする	障がい者の情報取得・意思疎通を「権利」として位置づけ、条例の目指す到達点を明確にする ・情報取得と利用の手段の選択を保障する
第1章 総則 第2条(定義) 「障がい者」「情報コミュニケーション」「合理的配慮」など、条例の運用に必要な用語を定義	条例の対象や用語を定義し、整理する

5-2 「福井市障がい者情報コミュニケーション条例(仮称)」の制定について

■ 主な構成(案)

骨子(案)	考え方・目的
第3条(基本理念) ①情報取得・意思疎通の重要性 ・情報の取得及び意思疎通は、障がいのある人の社会参加の基盤であること ②多様なコミュニケーション手段の尊重 ・障がいの種類や特性に応じて、手話、要約筆記、文字、音声、ICT等、多様な方法を選択できることを尊重すること ③対話に基づく柔軟な対応 ・本人の意思を尊重し、対話に基づいた合理的配慮が行われる社会を目指すこと	障がいの特性やニーズに応じた対応を行うことを明示する
第2章 責務及び役割 第4条(市の責務) ①情報取得・意思疎通に関する施策を総合的に推進すること ②多様なコミュニケーション手段が選択できる環境を整備すること ③合理的配慮に関する理解促進を図ること ④災害時等を含め、必要な情報が確実に伝わる体制を整えること	市が主体的に施策を推進することを明確にする

5-2 「福井市障がい者情報コミュニケーション条例(仮称)」の制定について

■ 主な構成(案)

骨子(案)	考え方・目的
第5条(市民の役割) ①障がい特性に応じた情報コミュニケーションの理解を深めるよう努めること ②共に暮らす地域の一員として、意思疎通への配慮を大切にする こと	共生社会は、市民全体でつくるものであることを示す
第6条(事業者の役割) ①障がい者の情報取得・意思疎通に関する理解を深めるよう努めること ②対話に基づき、合理的配慮を行うよう努めること。	店舗・医療・事業所など、日常生活や社会生活の身近な場面での理解を広げる
第3章 施策の推進 第7条(情報提供及び意思疎通支援の推進) ①市職員及び関係者への理解促進 ②行政情報の分かりやすい提供 ③ICTや補助機器等の活用 ④手話通訳・要約筆記等の意思疎通支援	情報の取得と利用がしやすい環境づくりを進める

5-2 「福井市障がい者情報コミュニケーション条例(仮称)」の制定について

■ 主な構成(案)

骨子(案)	考え方・目的
第8条(合理的配慮の推進) ①障がい特性に応じた配慮の推進 ②民間事業者への理解促進	建設的な対話を通じた柔軟な対応を行うことを明示する
第9条(災害時等における情報保障) ①多様な手段による情報提供 ②平時からの体制整備	災害などの非常時にも情報が届く体制をつくる
第10条(関係者との連携) ①国・県・他自治体との連携 ②障がい者団体等との連携	当事者団体、支援者、国・他自治体等との連携
第4章 補足 第11条(委任) 条例の施行に必要な事項は、規則で定める	条例の施行に必要な事項は、規則で定める

6 第5次障がい者福祉基本計画(案)との関係

手話言語条例(仮称)および障がい者情報コミュニケーション条例(仮称)は、それぞれ手話の言語・文化としての位置づけと、情報の取得・利用および意思疎通の保障という基本的な考え方を示すものである。

両条例に基づく取組は、**第5次障がい者福祉基本計画(骨子案)の施策の方向1「互いに理解を深め、尊重する社会づくり」**(①障がいに対する理解の促進、②権利擁護の推進、③手話言語の普及、情報コミュニケーションの推進)で位置づけ、具体的な施策を展開する。

条例の目的	第5次障がい者福祉基本計画（骨子案）
■手話言語条例（仮称） ①手話が言語であることへの理解を広めること ②手話の普及及び、利用の促進を図ること ③手話文化を尊重し、将来にわたって継承すること ■障がい者情報コミュニケーション条例（仮称） ①障がいの有無に関わらず、必要とする情報を十分に取得・利用できるようにすること ②障がい特性に応じて円滑に意思疎通を図ることができる環境を整えること ③多様なコミュニケーション手段の選択を可能とする施策を推進すること	■施策の方向1 「互いに理解を深め、尊重する社会づくり」 ①障がいに対する理解の促進 (心のバリアフリー・交流・福祉教育) ➡手話言語条例と連動 ②権利擁護の推進(合理的配慮・権利保護) ➡障がい者情報コミュニケーション条例と連動 ③手話言語の普及、情報コミュニケーションの推進 (情報バリアフリー・ICT・手話の普及等) ➡両条例の中心施策

7 制定スケジュール(案)

